

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第22準備書面

(吉坂村(都谷村も含む。))

2018(平成30)年9月28日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

## 目次

第1	はじめに .....	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	吉坂村及び都谷村の広範囲が増田雨域にも入っていること .....	4
2	吉坂村及び都谷村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っ ていること .....	6
3	小括 .....	7
第2	吉坂村で被爆した原告らの被爆状況.....	7
1	原告番号市50・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> （甲B市50の1－陳述書，2－『ああ 広島の原爆』（抄本）） .....	7
2	吉坂村で被爆した原告の状況についてのまとめ .....	8

本書面は、当時の吉坂村で被爆した原告1名（原告番号県市50）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の吉坂村大字吉木字戸坂は、殿賀村西調子（爆心地から北西26km）が「黒い雨」の西側の北限としたら、「黒い雨」の東側の北限として位置づけられている（甲A71の106頁第4図、「戸坂」と記載されているのは、吉坂村大字吉木字戸坂のことである。）。

宇田技師らの調査では、吉坂村での聴取結果はないようであるが、吉坂村のほぼ北側に位置する都谷村長笹（爆心地から北北西26km）で「黒い色の小雨が降った。ソギ板や小さい板片などが飛んできた。」という供述が得られている（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄113，同体験場所地図2参照）ことと、前述の殿賀村西調子での聴取結果等を踏まえて、当時の吉坂村大字吉木字戸坂の近辺は宇田雨域の小雨地域となっているが、その余の地域（吉坂村の東側）は小雨地域外となっている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2）、原告1名の供述に基づき（第3）、原告が原爆投下時に所在した吉坂村のうち大字吉木字戸坂近辺のみならず、吉坂村及び同村の北側に位置する都谷村の広範囲が「黒い雨」降雨域であり、原告1名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

### 1 吉坂村及び都谷村の広範囲が増田雨域にも入っていること

- (1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、殿賀村（同25頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、千代田町（同51頁以下）、倉橋町（同53頁以下）、海田町（同55頁以下）、戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるといえることができる。

## (2) 吉坂村及び都谷村の「黒い雨」降雨状況等

原爆投下当時は吉坂村及び都谷村であったが、その後、1956（昭和31）年3月31日に、これら村とそのさらに北側に位置する原村の各村が対等合併して、豊平町が成立しており、増田による調査では、吉坂村及び都谷村は豊平町としてまとめられている。

豊平町の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第二冊）』と題するノート（甲A35の2）によると、以下のとおりであった。

ア 大字長笹（都谷村）（甲A35の2の1頁） 中雨

イ	靱祖（都谷村大字戸谷）	（同 1 頁）	中雨，木片
ウ	本郷（都谷村大字戸谷）	（同 2 頁）	大雨，木片，衣類，灰
エ	鋳原（都谷村大字戸谷）	（同 3 頁）	中雨，木片，灰
オ	中郷（都谷村大字戸谷）	（同 4 頁）	小雨
カ	堤（都谷村大字戸谷）	（同 4 頁）	中雨，木片
キ	庄原（都谷村大字都志見）	（同 4 頁）	中雨
ク	塩明（都谷村大字戸谷）	（同 5 頁）	小雨
ケ	大畠（吉坂村大字吉木）	（同 6 頁）	大雨，木片
コ	七曲（吉坂村大字吉木）	（同 6 頁）	小雨
サ	栗屋谷（吉坂村大字吉木）	（同 6 頁）	中雨，木片
シ	大字阿坂久保角（吉坂村）	（同 7 頁）	大雨，木片

以上より，増田の調査結果から，吉坂村大字吉木字戸坂及び都谷村大字長笹のみならず，吉坂村及び都谷村の広範囲に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

## 2 吉坂村及び都谷村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて，吉坂村及び都谷村の広範囲が，広島市が2010（平成22）年5月に公表した，広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大

瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項(23頁以下、なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。)で詳述したとおりである。

### 3 小括

以上のとおり、吉坂村及び都谷村は、宇田論文においては吉坂村大字吉木字戸坂及び都谷村大字長笹付近が宇田雨域(小雨地域)に入っているに過ぎないが、増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば、吉坂村及び都谷村の広範囲が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

## 第2 吉坂村で被爆した原告らの被爆状況

### 1 原告番号市50・[REDACTED] (甲B市50の1-陳述書, 2-『ああ広島原爆』(抄本))

#### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市50・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1942(昭和17)年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時3歳だった。

当時、原告は、広島県山県郡吉坂村大字吉木[REDACTED]で生活しており、父・[REDACTED]、母・[REDACTED]子ども[REDACTED]家族だった(長男は[REDACTED]死亡している。)

父[REDACTED]、母とともに農業をしていた。

#### (2) 被爆の状況

1945(昭和20)年8月6日、原告は3歳になったばかりで、当時の記憶はないが、母とともに自宅の近くの畑に出かけていたと聞いている。父母からは、原告の自宅の辺りにも、黒い雨が降ったことや紙片など色々な物が飛んできたと聞いている。

なお、[REDACTED]1965(昭和40)年発刊の亀田正士著『ああ広島原爆』という本の中に、家の近くに登ってみたキノコ雲の様子や飛来物のことや黒い雨のことを絵と文章で書いている。

また、原告の家族は、原爆投下後も、山の水を飲んだり、雨に濡れた農作物を食べたり、川の「はや」等の魚を食べたりして過ごした。

### (3) 健康状態

急性症状については記憶にないが、原告は幼少のころから、常に咽頭痛や肺炎になったりしていた。

原告は、1949（昭和24）年に小学校に入学したが、身体が弱かったため、体育の授業はいつも休んでいた。19歳のとき、喉からばい菌が入り、筋炎を発症して生死をさまよったことがある。

原告は、2007（平成19）年11月、65歳のときに、急性肺塞栓症を発症した。現在はカテーテルを通して血液が流れるようにしている。医師からは、肺に負担がなかるような行動をしてはいけない、信号も走ってわたるようなことをしてはいけないと言われている。

原告は、現在も、肺塞栓症と糖尿病の治療のため、定期的に3週間に一回くらいの頻度で通院を続けている。

## 2 吉坂村で被爆した原告の状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、吉坂村に居住していた原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、水内村、上水内村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質



の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、吉坂村で被爆した原告が、前述のとおり、幼少から身体が弱く、肺塞栓症という呼吸器機能障害等を負っていることや、これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように、「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいること、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることから明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上